



平成 20 年 3 月期 中間決算短信(連結) [米国会計基準]

平成 20 年 3 月 13 日

上場会社名 N I S グループ株式会社

上場取引所 東京証券取引所(市場第一部)

コード番号 8571

ニューヨーク証券取引所

(URL <http://www.nisgroup.jp/>)

本社所在都道府県 愛媛県、東京都

代表者 役職名 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者

氏名 寄岡 邦彦

問合せ責任者 役職名 専務取締役兼執行役員企画管理本部長

氏名 野尻 明裕

会計処理方法の変更の有無: 無

米国会計基準採用の有無: 有

1. 平成 19 年 9 月中間期の連結業績 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日)

	総収入		税引前中間(当期)純損失		中間(当期)純損失	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 9 月中間期	30,128	(22.14)	678	(-)	1,841	(-)
18 年 9 月中間期	24,667	(31.19)	1,848	(-)	1,568	(-)
(参考)19 年 3 月期	51,291	(24.28)	13	(-)	1,610	(-)

	1 株当たり 中間(当期)純損失	潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純損失
	円 銭	円 銭
19 年 9 月中間期	13 00	13 00
18 年 9 月中間期	11 23	11 23
(参考)19 年 3 月期	11 42	11 42

(注) 持分法投資損益 平成 19 年 9 月中間期 11 百万円 平成 18 年 9 月中間期 6 百万円

平成 19 年 3 月期 8 百万円

期中平均株式数 平成 19 年 9 月中間期 141,610,474 株 平成 18 年 9 月中間期 139,613,921 株

平成 19 年 3 月期 140,924,393 株

当社は平成 19 年 8 月 31 日付で 20 株につき 1 株の割合をもって株式併合しています。上記の 1 株当たり数値は遡及修正後の株式数により計算しています。

総収入におけるパーセント表示は、対前年同期比増減率です。

2. 連結財政状態

	総資産	株主資本	1 株当たり株主資本	株主資本比率
	百万円	百万円	円 銭	%
19 年 9 月中間期	435,369	74,894	536 36	17.20
18 年 9 月中間期	399,735	82,188	577 23	20.56
(参考)19 年 3 月期	454,077	82,563	579 48	18.18

(注) 期末発行済株式数 平成 19 年 9 月中間期 139,634,600 株 平成 18 年 9 月中間期 142,382,978 株

平成 19 年 3 月期 142,476,902 株

当社は平成 19 年 8 月 31 日付で 20 株につき 1 株の割合をもって株式併合しています。上記の 1 株当たり数値は遡及修正後の株式数により計算しています。

3. 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 9 月中間期	9,231	21,925	26,040	33,521
18 年 9 月中間期	7,047	55,337	49,318	23,866
(参考)19 年 3 月期	23,676	99,843	81,438	28,344

4. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 67 社 持分法適用非連結子会社数 - 社 持分法適用関連会社数 11 社

5. 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) 13 社 (除外) 2 社 持分法(新規) 2 社 (除外) - 社

連結財務諸表

1. 連結損益計算書(監査対象外)

	前中間期 (H18.4.1～ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	(注記1) 当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)
利息収入	16,962 百万円	15,956 百万円	1,006 百万円	138,231 千米ドル
利息収入返還損失引当金繰入額	8,938	7,591	1,347	65,763
純利息収入	8,024	8,365	341	72,468
利息費用	1,635	2,801	1,166	24,266
純利息収入(貸倒引当金繰入額控除前)	6,389	5,564	825	48,202
貸倒引当金繰入額	4,840	5,189	349	44,954
純利息収入(貸付業務)	1,549	375	1,174	3,248
その他の収入:				
買取債権利息収入	2,834	2,567	267	22,239
販売用不動産売却益(純額)	1,833	7,248	5,415	62,791
受取保証料(純額)	138	153	15	1,326
不動産賃貸料、受取配当金及びその他	2,900	4,204	1,304	36,420
その他の収入合計	7,705	14,172	6,467	122,776
営業費用:				
利息費用	391	1,228	837	10,638
人件費	4,422	4,482	60	38,829
賃借料及び減価償却費	1,517	1,547	30	13,402
広告宣伝費	94	48	46	416
その他の販売費及び一般管理費	4,268	6,048	1,780	52,395
営業費用合計	10,692	13,353	2,661	115,680
営業利益又は営業損失()	1,438	1,194	2,632	10,344
その他の利益:				
投資有価証券の売却損益及び減損額(純額)	461	677	216	5,865
関係会社株式売却損益及び減損額(純額)	454	718	1,172	6,220
持分法による投資損益(純額)	6	11	17	95
その他の利益合計	13	1,384	1,371	11,990
その他の費用:				
固定資産の除売却損失及び減損額(純額)	10	54	44	468
少数株主利益	387	434	47	3,760
その他の費用合計	397	488	91	4,228
税引前中間純損失	1,848	678	1,170	5,874
法人税、住民税及び事業税	280	1,163	1,443	10,075
中間純損失	1,568	1,841	273	15,949

1 株当たり情報

			(注記1)
中間純損失	11.23 円	13.00 円	0.113 米ドル
潜在株式調整後中間純損失	11.23	13.00	0.113

加重平均株式数

期中平均株式数	139,614 千株	141,610 千株
潜在株式調整後株式数	140,509	141,610

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

2. 連結貸借対照表

	前会計年度末	当中間期末	対前会計年度末	(注記1) 当中間期末
	H19.3.31 (監査済)	H19.9.30 (監査対象外)	比較増減額	H19.9.30 (監査対象外)
資産の部				
現金及び現金同等物	28,344 百万円	33,521 百万円	5,177 百万円	290,401 千米ドル
拘束性預金	10,331	18,204	7,873	157,706
営業貸付金(純額)	250,780	212,816	37,964	1,843,680
買取債権(純額)	28,910	31,726	2,816	274,851
未収営業貸付金利息	1,117	1,006	111	8,715
投資有価証券	38,384	32,717	5,667	283,436
販売用不動産	67,327	69,482	2,155	601,941
固定資産(純額)	8,448	8,261	187	71,567
関連会社への投資	2,833	2,655	178	23,001
繰延税金資産	6,488	10,060	3,572	87,152
その他の資産	11,115	14,921	3,806	129,264
資産合計	454,077	435,369	18,708	3,771,714
負債及び資本の部				
短期借入債務	84,258 百万円	47,180 百万円	37,078 百万円	408,733 千米ドル
未払法人税等	3,714	2,228	1,486	19,301
未払費用	915	1,054	139	9,131
長期借入債務	260,817	282,440	21,623	2,446,851
キャピタル・リース債務	859	723	136	6,264
退職給付引当金	380	333	47	2,885
繰延税金負債	256	4	252	35
その他の負債	16,123	21,325	5,202	184,743
負債合計	367,322	355,287	12,035	3,077,943
少数株主持分	4,192	5,188	996	44,945
契約債務及び偶発債務(注9)				
資本:				
資本金	16,289	16,289	-	141,116
資本剰余金	19,490	19,586	96	169,679
利益剰余金	46,629	44,788	1,841	388,010
その他の包括利益累計額	1,721	1,878	3,599	16,270
控除:自己株式(取得原価)	1,566	3,891	2,325	33,709
資本合計	82,563	74,894	7,669	648,826
負債及び資本合計	454,077	435,369	18,708	3,771,714

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

3. 連結キャッシュ・フロー計算書(監査対象外)

	前中間期 (H18.4.1～ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)	(注記1) 当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間純損失	1,568 百万円	1,841 百万円	15,949 千米ドル
営業活動から生じたキャッシュ・フローへの中間純損失の調整:			
利息収入返還損失引当金繰入額	8,938	7,591	65,763
貸倒引当金繰入額	4,840	5,189	44,954
減価償却費	783	706	6,116
社債等発行費償却額	96	129	1,118
繰延貸付手数料償却額	68	488	4,228
株式報酬費用	237	3	26
投資有価証券の売却損益及び減損額(純額)	461	677	5,865
関係会社株式売却損益及び減損額(純額)	454	718	6,220
固定資産の除売却損失及び減損額(純額)	10	54	468
持分法による投資損益(純額)	6	11	95
少数株主利益	387	434	3,760
資産及び負債の増減:			
未収営業貸付金利息	219	111	962
未払法人税等及び未払費用	6,221	2,543	22,031
その他の負債増減	181	1,492	12,925
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,047	9,231	79,972
投資活動によるキャッシュ・フロー			
営業貸付金の増減(純額)	32,816	32,695	283,245
債権の買取による支出	5,353	12,787	110,776
買取債権の回収による収入	5,633	3,519	30,486
買取債権の譲渡による収入	14	-	-
投資有価証券の取得	7,379	6,003	52,006
投資有価証券の売却	3,158	4,448	38,534
販売用不動産の取得	20,177	11,167	96,743
販売用不動産の売却	2,486	14,072	121,909
固定資産の取得	1,132	1,138	9,859
固定資産の売却	2,571	3	26
関連会社への投資(純額)	287	514	4,453
その他の資産増減	2,629	1,203	10,421
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,337	21,925	189,942
財務活動によるキャッシュ・フロー			
拘束性預金の増減(純額)	1,265	7,873	68,206
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	24,000	61,800	535,389
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	24,000	61,900	536,256
短期借入債務による収入	124,208	99,849	865,018
短期借入債務の返済による支出	96,411	136,859	1,185,645
長期借入債務による収入	54,560	77,733	673,421
長期借入債務の返済による支出	41,362	56,558	489,977
キャピタル・リース債務の返済による支出	320	266	2,304
株式の発行による収入	8,000	-	-
新株発行費	99	-	-
自己株式の取得	-	2,396	20,757
自己株式の売却	396	173	1,499
配当支払額	1,503	5	43
少数株主への配当金の支払額	110	112	970
子会社の新株発行に伴う少数株主の払込額	694	391	3,387
その他	-	17	147
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,318	26,040	225,591
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	61	527
現金及び現金同等物の純増加額	1,006	5,177	44,850
現金及び現金同等物の期首残高	22,860	28,344	245,551
現金及び現金同等物の中間期末残高	23,866	33,521	290,401

連結財務諸表に添付されている重要な会計方針及びその他の注記を参照してください。

連結財務諸表注記

1. 当社の事業内容及び連結財務諸表作成の基本的事項

NIS グループ(株)は、昭和 35 年に愛媛県で設立され、全国に事業展開をしてきました。当社及び子会社は主に日本国内で事業を行っており、現在、東京都と松山市に本社があります。当社は主に日本国内で金融事業を展開しているため、日本における経済環境の悪化や資金調達環境の変化によるリスクを負っています。

当社は、貸付を中心とした総合金融サービスを、中小企業のオーナー、個人事業主、一般消費者などへ提供することを主たる事業として展開しているノンバンクです。当社グループは多様なローン商品を提供しており、それらの商品は、担保付ローン、事業者向ローン、消費者向ローン及びその他のローンに分類されます。

- 担 保 付 ロ ー ン : 主に不動産開発事業者を対象とし、中小規模商業用・住宅用ビルの開発運転資金に利用される不動産担保ローン。流動性が高く、通常は 2 年以内に完済となります。
- 事 業 者 向 ロ ー ン : 中小企業のオーナー向けのローン。主に第三者の保証人が 1 人以上必要な無担保ローンと、無担保で保証人が不要なりボルピングローン。
- 消 費 者 向 ロ ー ン : 複数の金融会社から融資を受けている一般消費者を対象とし、第三者の保証人が 1 人以上必要な債務を一本化するためのローンと、無担保・固定金利のボルピングローン。
- そ の 他 の ロ ー ン : ファイナンス・リースや割賦ローン、手形割引、その他の融資。

当社グループは、信用保証、オペレーティング・リース等のその他の金融サービスも提供しています。

また、当社グループは、投資銀行事業、債権管理回収事業、不動産事業及び中国関連事業の四事業への経営資源の一層の傾注によって、更なる発展と収益性の向上を目指しています。

当社が 73.6%を保有する連結子会社であるニッシン債権回収(株)は、主に金融機関から不良債権を購入し、債権管理回収業務を行っています。また、同社は転売を目的として、金融機関の不良債権処理に関連した不動産の取得も行っています。

平成 12 年 6 月に設立した NIS 不動産(株)(100%子会社)の事業内容は、不動産仲介・取引、アセットマネジメント等です。同社は、主に転売用の商業用・住宅用賃貸不動産に対する投資を行っています。近年、不動産事業が当社の連結財務諸表に与える影響の重要性が増したため、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度から独立した事業セグメントとして開示しています。

連結財務諸表は、当社及び当社が過半数の株式を保有するすべての子会社、そして米国財務会計基準審議会(以下、FASB)解釈指針(以下、FIN)第 46(R)号「変動持分事業体の連結(Consolidation of Variable Interest Entities)」に基づき、当社が優先受益者とみなされる変動持分事業体の勘定を含んでいます。なお、連結会社間のすべての重要な債権、債務並びに取引、未実現利益及び損失は、連結財務諸表上相殺消去されています。また、決算日が異なる会社については、連結決算日から 3 ヶ月以内に実施した当該会社の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

当社グループが 20%以上 50%以下の株式を保有している関連会社への投資で、当該会社の事業及び財政に重要な影響を与えることができる投資については持分法を適用しています。

当社は、子会社及び関連会社の新株発行による持分変動差額は売却とみなし、損益として認識しています。

当社及び国内子会社は、日本で一般に公正妥当と認められた会計基準(日本会計基準)に準拠し、会計帳簿を作成しています。また、海外子会社は、所在する国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠し、会計帳簿を作成しています。添付の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準(米国会計基準)に準拠するように、調整や勘定項目の変更を行っています。これらの調整は、日本会計基準により作成された法定帳簿には記録されていません。

添付の監査対象外の連結財務諸表は、米国会計基準の四半期財務情報開示規定に準じて作成されています。従って、当社グループは米国会計基準に基づく年次報告の一部しか開示していません。経営陣は、四半期連結財務諸表の適正な開示に必要とされる調整がすべて含まれていると判断しています。監査対象外の四半期財務情報開示であるため、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度の年次報告書(Form 20-F)の連結財務諸表の注記情報と併せて読む必要があります。

米国会計基準によって作成された連結財務諸表の数値の中には当社の経営者の見積りや予測に基づく数値も含まれており、これらの見積りや予測は当該連結財務諸表及び注記事項に影響を与える可能性があります。当社は貸倒引当金、債務保証損失引当金、利息返還損失引当金及び担保資産評価の決定に際して、重要な見積り・予測を行っています。ただし、実績がこれらの見積り・予測と異なり、利益に大幅な違いが出る可能性があります。

連結財務諸表は日本円で表記されていますが、読者の方々の便宜に供するために、平成 19 年 9 月 30 日現在の為替レート(1 米ドル当たり 115.43 円)で、日本円から米ドルへの換算額を表示しています。しかし、連結財務諸表中に記載された日本円の金額が、実際にこの為替レートもしくは他の為替レートによって、米ドルに換金される、換金されうる、また将来換金されることを意味するものではありません。

当社グループはこれまで主に貸金業に重点を置いていましたが、最近では多様な金融ビジネスを展開しています。また、近年、貸金業者を取り巻く事業環境は大きく変化しています。これらの変化を連結財務諸表に反映するため、当社グループは連結損益計算書の様式を変更しました。過去の連結財務諸表は当中間会計期間の表示に合わせ、組替表示を行っています。これらの組替表示による過去の損益及び純資産への影響はありません。

2. 重要な会計方針の概要

(a) 貸付金の利息収入

貸付金の利息収入は、法定金利を超える利息部分を除いて、発生主義で計上しています。日本では、貸金業者に適用される2種類の上限金利が貸金業規制法により定められています。一つは出資法に基づく上限金利(以下「出資法上限金利」)であり、もう一つは出資法上限金利より低い利息制限法による上限金利(以下「利息制限法上限金利」)です。

当社グループのローン商品の一部には、約定金利が出資法上限金利以下であるものの、利息制限法上限金利を上回っているもの(以下「超過利息」)があります。しかし、債務者が支払った利息制限法上限金利の超過利息分は有効な利息の弁済とみなされても、当社グループでは利息制限法上限金利を超える利息部分については未収計上していません。債務者は当社グループに対して支払った超過利息の返還を請求する可能性がありますが、当社グループは過去に回収した返還可能性がある超過利息分の見積りが可能であると考えているため、超過利息分を回収時に利息収入として認識しています(下記「利息返還損失引当金及び引当金繰入額」参照)。

当社グループは連結貸借対照表日現在において、利息制限法上限金利と契約金利のどちらか低い金利によって、未収利息を計上しています。未収計上していない利息制限法上限金利を上回る契約金利相当利息は、回収時に利息収入として計上しています。貸付金の元本を貸倒償却した場合や全額又は一部に貸倒引当金を設定した場合には、未収利息の計上は中止されます。貸倒償却する前に計上している貸付金の未収利息分は、利息収入から控除され、貸倒償却する元本部分は、貸倒引当金で填補されます。

(b) 利息返還損失引当金及び引当金繰入額

利息制限法により、超過利息は無効と定められている一方、債務者が超過利息を任意に支払ったときはその返還を請求することができないと定めています。他方、貸金業規制法では、貸金業者の貸付契約の超過利息について、債務者または保証人が利息として任意に支払い、かつ、所定の書面交付の要件が充たされている場合は、利息制限法の規定にかかわらず、出資法上限金利の範囲内で有効な利息の債務の弁済とみなす(以下「みなし弁済」)とされています。しかし、最高裁判所は、最近、貸金業者による超過利息のみなし弁済の適用に関して否定的な影響を及ぼす判決を下しており、結果として超過利息の返還請求が増加しました。特に、平成18年1月、最高裁判所は、貸金業規制法上のみなし弁済の任意弁済要件は厳格に解釈されるべきであり、貸付契約の「期限の利益の喪失」の約定は超過利息の支払遅滞については無効であり、債務者にそれが無効でないとの誤解を生じさせない特段の事情のない限り超過利息の支払を事実上強制することになるから、みなし弁済の要件である弁済の任意性が否定されると判断しています。これらの判例を受けて、超過利息返還請求に関する紛争は債務者側に有利に変化し、債務者による返還請求は急増しました。その結果、当社グループは利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金を追加計上しました。超過利息に対する返還請求の時効は、債務者が当該超過利息を支払った時点から10年間です。

利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金の計上には、当社グループの重要な見積りと判断を伴います。当社グループは、過去の超過利息返還実績及び最近の超過利息返還状況を踏まえた経営者の判断により、利息返還損失引当金と超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金を計上しています。なお、当社グループは、現在の貸付債権及び過去に完済・償却された債権から発生すると予測される将来の超過利息返還に備えるため、利息返還損失引当金と利息返還にかかわる貸倒引当金の計上方法の見直しを行いました。この計上方法は、平成18年10月13日に日本公認会計士協会から公表された「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に準拠しており、具体的には、超過利息返還請求の傾向、各商品の平均貸付期間、債権の完済・償却から超過利息返還請求までの期間などを分析しています。

当社グループは、これまでに受け取った利息収入に含まれる超過利息分の全額を把握しているわけではありません。過去数年の超過利息収入は利息収入の約30%で、平成18年及び平成19年の各9月30日に終了した中間会計期間の超過利息収入はそれぞれ5,326百万円及び3,632百万円(31,465千円)でした。現在、超過利息返還請求額は、超過利息収入を大幅に下回るものですが、理論上では、当社グループが過去10年間に受け取ってきた超過利息分の返還を債務者から請求されるリスクを負っています。当社グループは過去に回収した超過利息分について、必ずしも返還義務があるわけではありませんが、業務上、請求された超過利息分を返還しています。また、当社グループは過去に回収した返還可能性がある超過利息分の見積りが可能であると考えているため、超過利息分を回収時に利息収入として認識しています。

債務者に対して超過利息を返還する場合、超過利息の金額は、まず貸付金残高に充当され債権の元本部分と相殺されます。当社グループは、超過利息返還請求による返還額を貸付金残高に充当し、債権の元本部分と相殺する法律上の権利があります。当該金額が債権の元本残高よりも大きい場合、もしくは過去の完済・償却によって債権残高が存在しない場合は、債務者に対してその差額を現金で返還します。当社グループの連結貸借対照表においては、超過利息返還請求による返還額のうち、(i)貸付金残高に充当される部分については貸倒引当金で填補され、(ii)現金による超過利息返還額は利息返還損失引当金で填補されます。連結損益計算書上において、超過利息返還による元本棄損に対する引当金繰入額及び現金による超過利息返還に対する引当金繰入額は「利息収入返還損失引当金繰入額」に含まれ、利息返還損失引当金は連結貸借対照表上の「その他の負債」に計上されています。平成18年及び平成19年の各9月30日現在における利息返還損失引当金は、それぞれ4,165百万円及び9,252百万円(80,152千円)でした。また、平成18年及び平成19年の各9月30日現在、超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金は、それぞれ5,441百万円及び4,967百万円(43,030千円)でした。

当社グループはこれまで超過利息返還関連費用(現金による超過利息返還金及び利息収入返還損失引当金繰入額)を利息収入から直接控除していましたが、現金による超過利息返還金の急増を考慮し、これまで「貸倒引当金繰入額」に計上していた超過利息返還関連費用と超過利息返還による元本棄損に対する引当金繰入額を「利息収入返還損失引当金繰入額」として連結損益計算書上に区分掲記しています。また、上記の最高裁判決などを受けて、貸金業規制法、出資法及び利息制限法の改正法が平成18年12月20日に公布され、今後3年間に順次施行が予定されています。改正法の施行に伴い(i)公布後約3年後の貸金業規制法上のみなし弁済制度の廃止、(ii)公布後約3年後の出資法上限金利の29.2%から20.0%への引き下げ、(iii)公布後1年以内の契約書面の交付要件の追加、などが行われます。

この経営環境の変化に対応するため、平成 18 年 6 月に、当社グループは超過利息の支払遅滞に関する「期限の利益の喪失」の約定をすべての貸付契約書から削除し、さらに、平成 18 年 10 月 1 日以降の新規契約における貸付金利の大部分を利息制限法上限金利まで引き下げました。従って、同日以降に発生した貸付については債務者からの超過利息分に対する返還請求のリスクは減少していくと思われます。

(c) 営業貸付金と貸倒引当金

営業貸付金は、元本に繰延貸付費用を加算した金額から貸倒引当金を差し引いた純額で計上しています。貸倒引当金については、当社グループの貸付金の構成内容から既に把握しているリスクや内在するリスクを考慮し、貸倒損失額を推定して適切な貸倒引当額を経営者の判断によって設定しています。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金の繰入によって行っています。貸倒引当金を設定するにあたっては個人別及びポートフォリオ別に検討します。貸倒引当金の適正性を判断する上で、経営者は、失業率や自己破産件数などの現在の経済情勢や過去の貸倒実績を含め、各種の要因を考慮します。また、金利、元本、貸出期間等の貸付条件を組み直した債権は和解債権に区分され、その債権に対する引当金は、過去の回収実績や債務者の状況に基づいて計上しています。

当社グループの会計方針では、各商品の過去の実績から合理的に判断した回収可能性及び返済の延滞期間に基づき、営業貸付金を償却し、未収利息の計上を中止しています。

(d) 貸付費用

当社グループは成約した貸付に係る直接的な貸付費用を資産計上しています。これらの貸付費用は、貸付時の受取手数料の控除後、貸付契約期間にわたって償却しています。平成 19 年 9 月 30 日現在、この期末加重平均貸付契約期間は約 28 ヶ月間です。

(e) 買取債権と収益の認識

買取債権は外部から購入した不良債権です。連結貸借対照表上には、取得原価から購入後の債権の劣化による損失を予測して設定された貸倒引当金を控除した金額が計上されています。これらの債権は、当初購入した時点で返済が遅れており、債務者の過去の返済実績もないことから、取得原価を全額回収した後、それ以降の受取金額を買取債権利息収入として計上しています。債権残元金額の一部を回収できないと予測した場合、回収不能額について貸倒引当金を計上しています。また、回収不能と判断した場合、残元金額を貸倒償却します。

当社グループは債務者との交渉により返済能力を判断した上で、将来の返済のキャッシュ・フローを見積ることが可能な債権については、そのキャッシュ・フローに基づいて買取債権残高及び利息相当額を計上しています。金利変動や回収状況を勘案し、将来利回りの調整を行います。しかし、債務不履行や法的手段の適用により、これらの債権の帳簿価額が将来の返済の見積キャッシュ・フローによって計算された現在価値を上回っている場合、その差額を貸倒引当金として計上しています。平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在において、買取債権のうちそれぞれ 1,284 百万円及び 874 百万円(7,572 千米ドル)はそれらのキャッシュ・フローに基づいて買取債権残高及び利息相当額を計上しています。

(f) 保証

当社グループの保証債務の会計処理は、FIN 第 45 号「保証の会計処理及びその他間接的な保証債務を含む担保の開示規定(Guarantor's Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others)」を適用しています。当社グループは、他社に対して保証業務を行い、債務保証残高に基づき発生主義で保証料を受け取っています。当社グループは、保証業務内容に関して既に把握しているリスクや内在するリスクを考慮し、経営者の判断により、推定される債務保証損失に対して適切な引当金を設定しています。債務保証損失引当金繰入額は受取保証料から控除されます。債務保証損失引当金の適正性を判断する上で、経営者は現在の経済情勢や類似商品の過去の保証履行実績を含め、様々な要因を考慮します。

なお、延滞が生じている債権に対しては、債務保証を履行します。その際、相手先企業より求償した債権金額からみなし回収不能額(通常、債権残高の 100%)の引当金を控除した金額が連結貸借対照表上に計上されます。当社グループは、一連の審査・評価手続を実施することにより、保証業務に係るリスクに対処しています。当社グループは、原契約が締結される前に、債務保証を引き受けるか否か決めることができます。

会社の通常の事業活動において、当社グループの経営者もしくはサービス提供関係者に対する訴訟等が起こされた場合、当社グループは彼らに対して損害額の補償を行う可能性があります。これらの訴訟は保険によって完全にカバーされていると考えています。

(g) 株式報酬費用

平成 16 年 12 月に、FASB は、SFAS 第 123 号「株式に基づく報酬の会計処理(Accounting for Stock-Based Compensation)」の改訂である SFAS 第 123R 号(2004 改訂)「株式報酬(Share-Based Payment)」を公表しました。SFAS 第 123R 号は、従業員の役務の対価としてのストック・オプションや他の株式による報酬について、付与時の公正価値により費用計上することを要求しています。

当社グループは、平成 18 年 4 月 1 日から始まった会計年度から、修正プロスペクティブ法により、SFAS 第 123R 号を適用しています。従来、当社グループは株式報酬制度について、SFAS 第 123R 号において認容されていた会計原則審議会意見書(以下、APB)第 25 号「従業員に発行した株式の会計処理(Accounting for Stock Issued to Employees)」に基づく会計処理を行っていました。APB 第 25 号では、ストック・オプションの付与日、もしくは他の基準日における株式市場での株価が、当該ストック・オプションの行使価額を上回る場合において、その差額を繰延報酬費用として計上し、従業員の役務提供期間にわたり償却します。

平成 19 年 9 月 30 日に終了した中間会計期間において、当社グループは SFAS 第 123R 号に基づき、新株予約権の失効に伴う株式報酬費用戻入益を 6 百万円 (52 千米ドル) 計上しました。なお、平成 19 年 9 月 30 日に終了した中間会計期間において、APB 第 25 号に基づき 3 百万円 (26 千米ドル) の株式報酬費用を計上しております。また、平成 19 年 9 月 30 日に終了した中間会計期間において、当社グループが SFAS 第 123R 号を適用せず、APB 第 25 号による会計処理を継続した場合、1 株当たり中間純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失は、それぞれ 13.02 円 (0.113 米ドル) 及び 13.02 円 (0.113 米ドル) となります。

3. 最近公表された会計方針

平成 18 年 6 月、FASB は FIN 第 48 号「法人所得税の不確定性に関する会計処理 - SFAS 第 109 号の解釈指針 (Accounting for Uncertainty in Income Taxes - an Interpretation of FASB Statement No. 109)」を公表しました。この指針は SFAS 第 109 号「法人所得税の会計処理 (Accounting for Income Taxes)」に従って計上する法人税等において不確実な点がある際の会計処理を明確化することを定めるものです。FIN 第 48 号は、税務申告における税務上の立場を財務諸表上で認識・測定するための基準及び尺度を規定し、更に、認識の中止、計上区分、利息及び罰則、開示や移行措置についてのガイダンスを定めています。当社グループは平成 19 年 4 月 1 日に始まった会計年度より、FIN 第 48 号を適用していますが、これによる連結損益計算書への影響は軽微です。

平成 18 年 9 月、FASB は SFAS 第 157 号「公正価値による測定 (Fair Value Measurements)」を公表しました。SFAS 第 157 号は、公正価値による測定の枠組みを確立し、公正価値の定義を明らかにするとともに、公正価値測定に関する開示範囲を拡大しています。また、SFAS 第 157 号は公正価値による評価を要求又は許可する他の会計原則のもとで適用されるものであり、これにより新たに公正価値による測定を要求するものではありません。SFAS 第 157 号は平成 20 年 4 月 1 日から始まる会計年度から当社グループに適用されます。当社グループは現在 SFAS 第 157 号の適用が財務諸表に及ぼす影響を評価中です。

平成 19 年 2 月、FASB は SFAS 第 159 号「金融資産及び金融負債に対する公正価値評価のオプション (The Fair Value Option for Financial Liabilities)」を公表しました。SFAS 第 159 号は、現在公正価値での評価を求められていない金融商品や特定のその他の資産や負債に対し、商品ごとに公正価値での測定を認めるものです。当社グループでは現在、SFAS 第 159 号で定められているオプションを選択するか否かを検討していますが、オプションを選択した場合には、SFAS 第 159 号は平成 20 年 4 月 1 日から始まる会計年度から当社グループに適用されます。

4. 営業貸付金

以下は、平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在の営業貸付金の商品別残高です。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
担保付ローン	139,691 百万円	115,800 百万円	23,891 百万円	1,003,205 千米ドル
事業者向ローン	81,688	69,424	12,264	601,438
消費者向ローン	34,959	29,756	5,203	257,784
その他のローン	14,605	18,372	3,767	159,162
貸付金残高合計	270,943	233,352	37,591	2,021,589
貸倒引当金	18,537	18,811	274	162,965
繰延貸付費用(収入)	1,626	1,725	99	14,944
営業貸付金(純額)	250,780	212,816	37,964	1,843,680

5. 営業貸付金に係る貸倒引当金

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日で終了した 6 ヶ月間における営業貸付金に係る貸倒引当金の増減です。

	前中間期 (H18.4.1 ~ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)
期首残高	11,003 百万円	18,537 百万円	7,534 百万円	160,591 千米ドル
貸倒引当金繰入額	4,840	5,189	349	44,954
利息収入返還損失引当金繰入額(元本棄損部分)	4,831	1,594	3,237	13,809
貸倒償却額(償却債権回収額控除後)	4,713	6,509	1,796	56,389
期末残高	15,961	18,811	2,850	162,965

以下は、上記の貸倒引当金のうち、貸倒及び利息返還の区分別貸倒引当金の内訳です。

	前中間期 (H18.4.1 ~ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)
貸倒関連部分	10,520 百万円	13,844 百万円	3,324 百万円	119,935 千米ドル
利息返還関連部分	5,441	4,967	474	43,030
貸倒引当金合計	15,961	18,811	2,850	162,965

6. 利息収入

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日で終了した 6 ヶ月間における利息収入の内訳です。

	前中間期 (H18.4.1 ~ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)
担保付ローン	3,341 百万円	4,834 百万円	1,493 百万円	41,878 千米ドル
事業者向ローン	8,732	6,493	2,239	56,251
消費者向ローン	4,082	2,823	1,259	24,456
その他のローン	739	1,318	579	11,418
貸付金利息収入総額	16,894	15,468	1,426	134,003
繰延貸付手数料償却額	68	488	420	4,228
総利息収入	16,962	15,956	1,006	138,231
利息収入返還損失引当金繰入額	8,938	7,591	1,347	65,763
純利息収入	8,024	8,365	341	72,468

7. 買取債権

当社グループは主に、金融機関等から不良債権を購入して回収業務を行っています。平成19年3月31日及び平成19年9月30日現在の買取債権残高に対する購入時原債権残高は、それぞれ2,227,668百万円及び2,234,767百万円(19,360,366千円)です。

以下は、平成19年の3月31日及び平成19年9月30日現在における買取債権残高です。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
買取債権	31,565百万円	34,847百万円	3,282百万円	301,889千円
貸倒引当金	2,655	3,121	466	27,038
買取債権(純額)	28,910	31,726	2,816	274,851

以下は、平成18年及び平成19年の各9月30日で終了した6ヶ月間における買取債権の推移です。

	前中間期 (H18.4.1～ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)
買取債権:				
買取債権期首残高	25,947百万円	31,565百万円	5,618百万円	273,456千円
債権買取額	5,353	12,787	7,434	110,777
債権回収額 ^(A)	5,709	3,618	2,091	31,344
債権譲渡額 ^(B)	14	5,455	5,441	47,258
貸倒償却額	432	438	6	3,795
その他	-	6	6	53
買取債権期末残高	25,145	34,847	9,702	301,889
貸倒引当金:				
貸倒引当金期首残高	1,792	2,655	863	23,001
貸倒引当金繰入額	697	904	207	7,832
貸倒償却額	432	438	6	3,795
貸倒引当金期末残高	2,057	3,121	1,064	27,038
買取債権(純額)	23,088	31,726	8,638	274,851

(A)平成18年及び平成19年の各9月30日で終了した中間期において、物件担保権行使を含む現預金以外の回収として、それぞれ76百万円及び99百万円(858千円)が含まれています。

(B)公正価格で譲渡しています。

(C)平成18年及び平成19年の各9月30日現在における買取債権のうち、それぞれ22,163百万円及び30,852百万円(267,279千円)は回収原価法により算定されているため、買取債権の取得価額と予想回収キャッシュ・フローとの差額に重要性はありません。

債務不履行の際、債務者の担保資産に対し、当社グループが担保権を実行することができます。それにより取得した資産は、売却を目的として保有し、「販売用不動産」に含めて表示しています。

8. 短期及び長期借入債務

借入時点の償却期間が12ヶ月以内の借入を短期借入債務としています。平成19年3月31日及び平成19年9月30日現在における短期借入債務は、以下のとおりです。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
銀行借入金	55,397百万円	18,935百万円	36,462百万円	164,039千円
コマーシャル・ペーパー ^(A)	27,100	27,000	100	233,908
再割手形	121	145	24	1,256
その他	1,640	1,100	540	9,530
短期借入債務合計	84,258	47,180	37,078	408,733

(A)平成19年12月20日に、当社は平成19年9月30日現在の発行済コマーシャル・ペーパーをすべて償還いたしました。

平成19年3月31日及び平成19年9月30日現在の銀行借入金の利率は固定もしくは変動であり、その契約利率はそれぞれ1.075%～2.505%及び1.250%～5.850%の範囲内で、期末加重平均利率は、それぞれ1.961%及び2.337%でした。平成19年3月31日及び平成19年9月30日現在のコマーシャル・ペーパーの利率はそれぞれ1.300%～2.200%及び1.600%～2.400%の範囲内で、期末加重平均利率は、それぞれ1.894%及び2.222%です。平成19年3月31日及び平成19年9月30日現在の再割手形の期末加重平均利率は2.695%及び2.875%です。すべての短期借入債務の契約期間は約1ヶ月から12ヶ月であり、通常は金利や他の条件の再交渉を行い満期日に借替を行っています。

平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在における長期借入債務は、以下のとおりです。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
1.18% 無担保普通社債(償還期限平成 20 年 2 月 25 日)	7,500 百万円	7,500 百万円	- 百万円	64,974 千円
1.17% 無担保普通社債(償還期限平成 20 年 6 月 20 日)	7,500	7,500	-	64,974
1.08% 無担保普通社債(償還期限平成 20 年 9 月 16 日)	10,000	10,000	-	86,633
2.73% 無担保普通社債(償還期限平成 22 年 2 月 26 日)	5,000	5,000	-	43,316
2.29% 無担保普通社債(償還期限平成 21 年 3 月 23 日)	10,000	10,000	-	86,633
3.96% 米ドル建無担保普通社債(償還期限平成 24 年 6 月 20 日)	-	24,480	24,480	212,077
0.67% 無担保私募債(償還期限平成 19 年 9 月 27 日)	500	-	500	-
1.45% 無担保私募債(償還期限平成 21 年 3 月 27 日)	700	550	150	4,765
1.55% 無担保私募債(償還期限平成 20 年 9 月 19 日)	90	60	30	520
1.21% 無担保私募債(償還期限平成 21 年 9 月 18 日)	450	400	50	3,465
1.61% 無担保私募債(償還期限平成 22 年 7 月 30 日)	-	500	500	4,332
社債合計	41,740	65,990	24,250	571,689
銀行及びその他の金融機関からの借入金 ^{(A)(B)}	219,077	216,450	2,627	1,875,162
長期借入債務合計	260,817	282,440	21,623	2,446,851

(A) 当社は、資金調達のために営業貸付金を信託銀行に信託し、その優先受益権を第三者に売却しました。これらの取引はすべて日本法に基づく真正譲渡です。しかし、当社はその受益権の買戻オプションを留保していることから、財務諸表上では当該債権の消滅を認識していません。なお、売却代金は長期借入債務として認識しています。平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在、信託している営業貸付金残高はそれぞれ 36,778 百万円及び 33,210 百万円(287,707 千円)、対応する長期借入債務はそれぞれ 26,957 百万円及び 20,750 百万円(179,763 千円)です。

(B) 当社は、資金調達のために「その他の資産」に含まれる債券 9,500 百万円(82,301 千円)を、第三者に売却しました。しかし、当該債券の譲渡契約には買戻し条項等が付されているため、平成 19 年 9 月 30 日現在、連結財務諸表上では当該債券の消滅を認識していません。なお、売却代金は長期借入債務として認識しています。

平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在、銀行及びその他の金融機関からの長期借入金の加重平均利率は、それぞれ 1.978%及び 2.373%となっています。

なお、平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在、取引銀行とのシンジケートローン契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約の極度額の空枠合計は、それぞれ 1,050 百万円及び 5,850 百万円(50,680 千円)となっています。

9. 契約債務及び偶発債務

前述のとおり、当社グループは、利息制限法上限金利を上回る契約金利相当利息は、回収時に利息収入として計上します。債務者は、当社グループに支払った超過利息に対して返還請求をする可能性があります。債務者に対する貸付金の金利に影響を与える最高裁判所の最近の判例と、その後の経営環境の変化により、当社グループに対する債務者からの超過利息返還請求は急増しました。債務者は、超過利息を支払った時点から 10 年間は当該超過利息の返還を請求することができます。当社グループは、債務者による超過利息返還請求に伴い、平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日に終了した中間会計期間において、それぞれ 606 百万円及び 1,697 百万円(14,702 千円)を債務者に対して現金で返還し、また、それぞれ 1,455 百万円及び 1,840 百万円(15,940 千円)を貸付金残高に充当し債権の元本部分と相殺しました。当社グループは、これらの超過利息返還額が増加すると見込んでいます。平成 19 年 9 月 30 日現在、当社グループが計上した利息返還損失引当金及び超過利息返還による元本棄損に対する貸倒引当金の合計は、14,219 百万円(123,182 千円)です。

当社は、一部の顧客との間に限度借入契約を締結していますが、法律上必ず実行しなければならないものではありません。各契約の与信枠について、顧客の債務状況及び信用力に基づき、定期的に見直しを行っています。以下は、平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在の融資未実行残高です。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
残高のある顧客に対する融資未実行残高	7,398 百万円	6,765 百万円	633 百万円	58,607 千円
残高のない顧客に対する融資未実行残高	46,110	45,303	807	392,472
融資未実行残高合計	53,508	52,068	1,440	451,079

当社グループは、通常の事業活動において、訴訟や支払請求のリスクを負っています。経営者の見解としては、このような訴訟や支払請求による損害は、仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

当社は、㈱三洋倶楽部との契約に基づいて、同社の貸付金債権残高の 4 割を当社が保証し、受取利息の 4 割を保証料として当社が受け取り、発生した営業費用の 4 割を当社が負担しています。貸付契約に基づき、債務者は、保証人または担保を必要とされていません。当社は、顧客(債務者)が月末時点において利息充当日から起算して 120 日以上が経過している債権、もしくは、破産・民事再生手続開始・会社整理開始・会社更生手続開始・特別清算開始・調停申立及び弁護士介入があった債権に対し、債務保証を履行します。しかし、当社は平成 20 年 2 月 22 日以降の新規貸付金債権に対する保証を中止しました。

当社は、平成 18 年 4 月 14 日まで 25%を保有し、持分法適用関連会社であった新生ビジネスファイナンス(株)の以下の商品につき貸付金残高の保証を行い、保証料を受取っています。

スリーエスローン：当社はスリーエスローンの貸付金債権残高の全額を保証し、受取利息より債権残高に対する年利 4%相当額を控除した額を保証料として受け取っていました。当社は、各月末において 14 日以上の延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行していました。スリーエスローンは、中小企業向無担保ローンで、生計を異にする第三者の保証人が 1 人以上必要です。しかし、当社は平成 19 年 12 月 1 日付ですべてのスリーエスローンの貸付金債権を買い取り、スリーエスローンに対する保証を中止しました。

ビジネスローン：当社はビジネスローンの貸付金債権残高の 1 割を保証し、受取利息の 1 割を保証料として受け取っています。当社は、貸付金債権残高が各月末において 90 日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行します。ビジネスローンは中小企業向無担保ローンです。

当社は、平成 19 年 2 月 22 日まで 30%を保有し、持分法適用関連会社であった中央三井ファイナンスサービス(株)の以下の商品につき、平成 20 年 2 月 1 日まで貸付金残高の保証を行い、保証料を受け取っていました。

ビジネスカードローン：当社はビジネスカードローンの貸付金債権残高の 1 割を保証し、受取利息の 1 割を保証料として受け取っていました。当社は、支払約定日の翌日から 90 日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行していました。ビジネスカードローンは中小企業向無担保ローンです。

不動産ファイナンス：当社は不動産ファイナンスの貸付金債権残高の 1 割を保証し、受取利息の 1 割を保証料として受け取っていました。当社は、支払約定日の翌日から 30 日以上延滞が生じている債権に対し、債務保証を履行していました。

また、連結子会社の NIS リース(株)は売掛債権の保証を行っており、保証料は顧客の信用度及び契約期間によって決められています。平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在、保証料率はそれぞれ 0.15%から 4.00%まで及び 0.34%から 3.50%までであり、加重平均保証料率はそれぞれ 1.08%及び 1.73%です。

当社グループはすべての債務保証損失及び売掛債権保証損失の見積額に対し債務保証損失引当金を計上し、「その他の負債」に含めて表示していません。

以下は、平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在の債務保証、売掛債権保証及び債務保証損失引当金の残高です。

	前会計年度末 (H19.3.31)	当中間期末 (H19.9.30)	対前会計年度末 比較増減額	当中間期末 (H19.9.30)
債務保証残高	17,555 百万円	18,086 百万円	531 百万円	156,684 千米ドル
売掛債権保証残高	908	959	51	8,308
債務保証損失引当金	1,066	1,137	71	9,850

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日で終了した 6 ヶ月間において、上記記載のとおり当社グループが受け取った保証料及び支払った営業費用です。

	前中間期 (H18.4.1 ~ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)
受取保証料				
債務保証及び売掛債権保証	879 百万円	1,030 百万円	151 百万円	8,923 千米ドル
他社の借入に対する保証	17	-	17	-
受取保証料総額	896	1,030	134	8,923
営業費用	758	877	119	7,597
受取保証料(純額)	138	153	15	1,326

平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日で終了した 6 ヶ月間において、当社グループの債務保証の履行による支払金額は、それぞれ 599 百万円及び 752 百万円(6,515 千米ドル)でした。

なお、債務保証を履行した際、その対象となった債権金額は、見積回収不能額の引当金を控除した上で連結貸借対照表上に計上されます。平成 19 年 3 月 31 日及び平成 19 年 9 月 30 日現在において、求償された債権はそれぞれ 1,166 百万円及び 1,670 百万円(14,468 千米ドル)であり、それぞれに対する引当金である 923 百万円及び 1,432 百万円(12,406 千米ドル)を控除し、連結貸借対照表上の「その他の資産」に含めて計上しています。

また、当社はこれまで中央三井ファイナンスサービス(株)の銀行借入金に対する保証をしており、これに対し保証料を受け取っていました。しかし、平成 19 年 3 月 31 日に終了した会計年度において、中央三井ファイナンスサービス(株)の銀行借入金に対する当社の保証責任は解除されています。

10. その他の包括利益の累計額

平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における包括損失は、それぞれ 5,959 百万円及び 5,440 百万円 (47,128 千米ドル) です。以下は、その他の包括損失の内訳です。

	前中間期 (H18.4.1～ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)
投資有価証券未実現利益の純増減額	4,369 百万円	4,135 百万円	234 百万円	35,823 千米ドル
為替換算調整勘定の増減額	22	536	558	4,644
その他の包括損失合計	4,391	3,599	792	31,179

11. キャッシュ・フローの追加情報

以下は、平成 18 年及び平成 19 年の各 9 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における現預金を伴わない投資活動及び財務活動です。

	前中間期 (H18.4.1～ H18.9.30)	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)	対前年同期 比較増減額	当中間期 (H19.4.1～ H19.9.30)
キャピタル・リース契約により取得した固定資産	109 百万円	130 百万円	21 百万円	1,126 千米ドル
転換社債の転換額	774	-	774	-

12. セグメント情報

当社グループは、総合金融サービス事業、債権管理回収事業、不動産事業及びその他事業というセグメントの下で事業を行っています。総合金融サービス事業は、ローン事業、信用保証事業、リース事業及び証券事業から構成されます。債権管理回収事業では、主にニッシン債権回収(株)により、国内の銀行や他の金融機関から不良債権を取得し、回収を行っています。不動産事業では、NIS 不動産及び特定の変動持分事業体により、主に転売用の商業用・住宅用賃貸不動産に対する投資を行っています。その他の事業は、保険代理事業及びコンサルティング事業等を含みます。当社グループは現在、主に日本国内において営業活動を行っています。また、当社グループは中国における営業活動を開始していますが、現時点で重要性はありません。

セグメント情報における会計方針は、2. 重要な会計方針の概要に記載されている内容と同様であり、すべての内部取引は公正な市場価格に基づいて行われています。

以下は、当社グループの事業セグメント情報の主な内容です。

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
前中間期 (H18.4.1 ~ H18.9.30)						
収入:						
純利息収入	8,024 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	8,024 百万円
その他の収入	1,822	5,242	1,782	106	1,247	7,705
費用:						
利息費用	1,650	343	344	22	333	2,026
貸倒引当金繰入額	4,840	-	-	-	-	4,840
その他の引当金繰入額	60	702	-	-	-	762
その他の費用	7,933	1,204	333	310	241	9,539
営業利益又は営業損失()	4,637	2,993	1,105	226	673	1,438

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)						
収入:						
純利息収入	8,506 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	141 百万円	8,365 百万円
その他の収入	3,541	7,796	8,000	884	6,049	14,172
費用:						
利息費用	2,815	622	1,287	47	742	4,029
貸倒引当金繰入額	5,189	-	-	-	-	5,189
その他の引当金繰入額	65	904	-	5	-	974
その他の費用	7,948	1,828	3,581	947	3,153	11,151
営業利益又は営業損失()	3,970	4,442	3,132	115	2,295	1,194

	総合金融 サービス事業	債権管理 回収事業	不動産事業	その他の 事業	消去又は 全社	連結
当中間期 (H19.4.1 ~ H19.9.30)						
収入:						
純利息収入	73,689 千米ドル	- 千米ドル	- 千米ドル	- 千米ドル	1,221 千米ドル	72,468 千米ドル
その他の収入	30,677	67,539	69,306	7,658	52,404	122,776
費用:						
利息費用	24,386	5,389	11,150	407	6,428	34,904
貸倒引当金繰入額	44,954	-	-	-	-	44,954
その他の引当金繰入額	563	7,832	-	43	-	8,438
その他の費用	68,856	15,836	31,023	8,204	27,315	96,604
営業利益又は営業損失()	34,393	38,482	27,133	996	19,882	10,344

13. 後発事象

(1) TPG との戦略的資本・事業提携

1) 当社は、平成 19 年 12 月 10 日開催の取締役会において、第三者割当増資の方法による株式及び新株予約権の発行を決議しました。これらの事項は、平成 20 年 2 月 18 日開催の臨時株主総会における特別決議にて承認決議されたことによって、平成 20 年 2 月 20 日に実行されました。

i. 新株式の発行

(a) 株式の種類及び数	当社普通株式 100,000,000 株
(b) 払込金額	1 株につき 200 円 (1.73 米ドル)
(c) 払込金額の総額	20,000,000,000 円 (173,265,182 米ドル)
(d) 資本組入額	1 株につき 100 円 (0.87 米ドル)
(e) 資本組入額の総額	10,000,000,000 円 (86,632,591 米ドル)
(f) 割当先及び割当株式数	TPG Izumi, L.P. 73,880,000 株 TPG Izumi AIV 6, L.P. 20,480,000 株 TPG Izumi AIV 1, L.P. 5,640,000 株
(g) 申込期間(申込期日)	平成 20 年 2 月 19 日
(h) 払込期日	平成 20 年 2 月 20 日

ii. 新株予約権の発行

(a) 新株予約権の名称	NISグループ株式会社第 10 回新株予約権
(b) 申込期間(申込期日)	平成 20 年 2 月 19 日
(c) 新株予約権の割当日	平成 20 年 2 月 20 日
(d) 新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
(e) 新株予約権の総数	87,500 個 新株予約権 1 個の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、100 株とする。
(f) 新株予約権の割当先及び個数	TPG Izumi, L.P. 64,645 個 TPG Izumi AIV 6, L.P. 17,920 個 TPG Izumi AIV 1, L.P. 4,935 個
(g) 新株予約権の払込金額	無償とする。
(h) 行使時の払込金額	1 株につき 200 円 (1.73 米ドル) ただし、株式分割、株式併合その他の事由により、新株予約権の要領に従って行使価額が調整されることがある。
(i) 新株予約権の行使期間	平成 20 年 2 月 20 日から平成 27 年 2 月 20 日午後 5 時までの期間とする。

2) 当社は、平成 19 年 12 月 10 日開催の取締役会において、TPG の運営する投資媒体を貸出人としたブリッジローンによる資金調達を実施することを決議し、以下のとおり実行されました。

i. 金額:	100 億円 (86,633 千米ドル)
ii. 貸出人:	Newbridge Asia IV, L.P. 及び TPG Asia V, L.P.
iii. 融資実行日:	平成 19 年 12 月 13 日
iv. 返済日:	平成 20 年 6 月 13 日
v. 担保:	(a)当社が保有する当社連結子会社のニッシン債権回収株式会社の株式 796,000 株及び (b)当社の 100%子会社である日新租賃(香港)有限公司の株式 100% (当社は、当社連結子会社の日新租賃(中国)有限公司の持分 100%を同社へ現物出資する予定です)
vi. 資金使途:	運転資金への充当及び借入金の返済

3) 平成 20 年 2 月 18 日開催の当社臨時株主総会において、TPG から当社取締役の過半数を占める人員の派遣を受けることが承認されました。その結果、平成 20 年 2 月 20 日付で、当社取締役 5 名が辞任し、当社は TPG から取締役 6 名の派遣を受け入れました。また、当社は、資本・事業提携の一環として、TPG とアドバイザー契約を締結しました。この契約に基づき、TPG は当社に対し、中長期的な事業・財務戦略の策定・実行のためのアドバイザー、M&A に向けた機会の発掘・精査・実行支援及び必要に応じた外部人材の招聘等のサービスを提供し、それらの対価として、当社は年額 2 億円 (1,733 千米ドル)を支払います。

4) TPG は、当社が米国デラウェア州に設立した Nissin China Holdings, LLC (以下「Nissin China Holdings」という)に対して、TPG の運営する投資媒体を通じて、平成 20 年 2 月 20 日付で 102,500 千米ドルの出資を行い、Nissin China Holdings の議決権の 50%を保有しました。また、TPG から Nissin China Holdings の役員の過半数の人員の派遣を受け入れたこと等の結果、Nissin China Holdings が英領ケイマン諸島及び中華人民共和国香港特別行政区において設立した各法人を通じて 100%持分を保有する当社の特定子会社である日新租賃(中国)有限公司が、平成 20 年 2 月 20 日をもって、子会社に該当しないこととなり、同社は持分法適用関連会社となりました。

(2) 店舗統廃合及び希望退職者募集

1) 当社は、平成 19 年 11 月 7 日付で、以下のとおり店舗統廃合及び希望退職者募集の実施について発表しました。

i. 店舗統廃合の概要

当社は、既存の営業所 14 店舗を 6 店舗に統合するとともに、西日本調査部を東日本調査部に統合しました。統合後の営業所数は 10 店舗となります。

店舗統廃合による移転費用等として、65 百万円(563 千米ドル)程度を今期の営業費用として計上しますが、来期以降、店舗閉鎖によりオフィス賃料等が年間 130 百万円(1,126 千米ドル)程度の削減となる見込みです。

ii. 希望退職者募集の概要

(a) 対象者:	勤続 2 年以上の全社員
(b) 募集期間:	平成 19 年 11 月 15 日から平成 19 年 12 月 14 日まで
(c) 希望退職者数:	335 名
(d) 退職日:	平成 20 年 1 月 31 日まで

希望退職者募集に伴う特別手当の支給等により、合計 1,872 百万円(16,218 千米ドル)を今期の営業費用として計上しますが、来期以降の人員費(法定福利費等を含む)が年間 2,000 百万円(17,327 千米ドル)程度の削減となる見込みです。

2) 平成 20 年 3 月 3 日まで当社の連結子会社であった株式会社アプレックは、平成 19 年 11 月 15 日付で、以下のとおり店舗閉鎖及び希望退職者募集の実施について発表しました。

i. 店舗閉鎖の概要

株式会社アプレックは、平成 20 年 3 月末までに既存の営業所 5 店舗を閉鎖します(営業拠点は本社のみとなります)。

店舗閉鎖による移転費用等として、27 百万円(234 千米ドル)程度を今期の営業費用として計上しますが、来期以降、オフィス賃料等が年間 83 百万円(719 千米ドル)程度の削減となる見込みです。

ii. 希望退職者募集の概要

(a) 対象者:	すべての正社員及び嘱託社員
(b) 募集期間:	平成 19 年 11 月 15 日から平成 19 年 11 月 30 日まで
(c) 希望退職者数:	56 名
(d) 退職日:	平成 19 年 12 月 21 日

希望退職者募集に伴う特別手当等の支給等により、合計 44 百万円(381 千米ドル)を今期の営業費用として計上しますが、来期以降の人員費(法定福利費等を含む)は年間 300 百万円(2,599 千米ドル)程度の削減となる見込みです。

(3) コマーシャル・ペーパーの償還

平成 19 年 12 月 20 日に、当社は発行済コマーシャル・ペーパーをすべて償還しました。詳細については、連結財務諸表注記「8. 短期及び長期借入債務」を参照してください。

(4) 子会社の異動

平成 20 年 3 月 4 日に、当社の連結子会社である株式会社アプレックが日本振興銀行株式会社、中小企業保証機構株式会社及び株式会社 SBG に対して、第三者割当による総額 787 百万円(6,818 千米ドル)の新株式を発行し、その払込が完了しました。これにより、当社のアプレックに対する議決権割合が 39.8%となった結果、アプレックは平成 20 年 3 月 4 日をもって、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。